

一般財団法人徳島県観光協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人徳島県観光協会（以下「協会」という。）の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とし、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員になろうとする者は、書面で入会の申込をし、いつでも入会することができるものとする。

(会費)

第3条 会費の額、その徴収方法、その他必要な事項は、理事長が別に定めて理事会に報告するものとする。

(特典)

第4条 賛助会員は、協会が保有する観光事業に関する資料及び情報の提供を受けることができる他、協会が主催する各種催し物等へ参加することができる。

(会議)

第5条 協会内に、専門部会及び賛助会員全員による合同会議を置くものとする。

2 専門部会は、理事長が必要と認めるとき適宜開催し、合同会議は、年1回開催するものとする。

3 専門部会及び合同会議の運営に関する細部については、理事長が別に定めるものとする。

(賛助会員の資格喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 1年以上会費を納入しないとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 事業所会員にあっては、当該事業所が消滅したとき。
- (4) 個人会員にあっては、死亡または破産宣告を受けたとき。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会届を理事長に提出し、いつでも退会することができるものとする。

(除名)

第8条 賛助会員が、協会の名誉を傷つけ協会に損害を与え、又は協会の目的に反する行為をしたときは、理事長は当該賛助会員を除名することができるものとする。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(様式)

第10条 入会申込書その他帳票の様式は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日、解散の社団法人徳島県観光協会の会員であった者は、第2条の入会申込を省略し、自動的に協会の会員になることができるものとする。

附 則（平成14年6月10日）

- 1 この規程は、平成14年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。